

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、別紙1に掲げる部分について開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成18年宮城県条例第13号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年5月29日付けで、「平成 年 月 年度に、 町の住民もしくは団体からの意見、苦情等が県教委に出された一切の文書（ 中PTA録取書は除く）」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の文書を（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- （1）教職員の人事異動について疑問（平成 年 月 日付け）
- （2）意見書（平成 年 月 日付け）
- （3）要望書（平成 年 月 日付け）
- （4）電話対応復命書（平成 年 月 日付け）
- （5）要望書（平成 年 月 日付け）

その上で、実施機関は、平成17年6月13日、本件行政文書のうち、一部を除いて開示するという部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部を開示しない理由を次のとおり付けて、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

「対象文書には、氏名、住所、学校名等が記載されていることから、特

定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため。」

条例第8条第1項第7号該当

「対象文書の中には、苦情や要望等を行った情報提供者の意見や判断等が記載されており、これらの情報を公開した場合、意見等が公開されることを懸念した情報提供者らが、関係者に配慮して事実に関する正確かつ詳細な情報提供が行えず、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な客観的な情報が得られなくなり、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的達成に支障が生ずる、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。」

- 3 異議申立人は、平成17年8月7日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の権利利益が害されるおそれはない。
- (2) 対象文書は平成 年度に作成されたもので、事業の執行は終了しており、事業執行に影響がでるはずがないように思われる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1)「教職員の人事異動について疑問(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、「知事への手紙」として一般県民から提出されたもので、提出した者の住所、氏名、年齢、職業、意見等が記録されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当する。

また、当該文書に記録されている提出者の意見等を公開した場合、情報提供者が、関係者に配慮して、事実に関する正確かつ詳細な情報提供を差し控えることにつながり、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要で、客観的な情報が得られなくなり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見等は、条例第8条第1項第7号に該当する。

(2)「意見書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、「知事への手紙」として父母教師会から提出されたもので、父母教師会代表者名、学校名、印影等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当する。

また、特定の教育職員の氏名及びその行動についても記録されている。これらの情報は、同号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、上記と同様に同号に該当する。

さらに、当該教育職員に対する父母教師会の意見等も記録されている。これらを公開した場合、情報提供者が、関係者に配慮して、事実に関する正確かつ詳細な情報提供を差し控えることにつながり、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要で、客観的な情報が得られなくなり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見等は、条例第8条第1項第7号に該当する。

(3)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、町教育委員会から実施機関に提出されたもので、特定の教育職員の氏名、その勤務状況等について記載されている。これらの情報は、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、同号に該当する。

また、当該教育職員及び実施機関に対する町教育委員会の意見及び要望も記載されている。これらを公開することにより、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要で、客観的な情報が得られなくなり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見及び要望は、条例第8条第1項第7号に該当する。

(4)「電話対応復命書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、一般県民からの電話による意見等をまとめたもので、特定の教育職員及び電話発信者の氏名、当該教育職員と電話発信者との関係、当該教育職員の行動等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当する。

また、実施機関に対する電話発信者の要望及び意見も記載されている。これらを公開した場合、意見等が公開されることを懸念した情報提供者が、関係者に配慮して、事実に関する正確かつ詳細な情報提供を差し控えることにつながり、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要で、客観的な情報が得られなくなり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの要望及び意見は、条例第8条第1項第7号に該当する。

(5)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、町教育委員会から実施機関に提出されたもので、特定の教育職員の勤務状況等について記載されている。これらの情報は、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、個人に関する

情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、同号に該当する。

また、当該教育職員及び実施機関に対する町教育委員会の意見及び要望も記載されている。これらを公開することにより、今後、人事管理及び教育行政の適正な運営に必要な、客観的な情報が得られなくなり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見及び要望は、条例第8条第1項第7号に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有する諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 年度から平成 年度までの間に 町の住民又は団体から提出された意見書や要望書である。

- (1) 教職員の人事異動について疑問（平成 年 月 日付け）
- (2) 意見書（平成 年 月 日付け）
- (3) 要望書（平成 年 月 日付け）
- (4) 電話対応復命書（平成 年 月 日付け）
- (5) 要望書（平成 年 月 日付け）

3 条例第8条第1項第2号該当性について

- (1) 「教職員の人事異動について疑問（平成 年 月 日付け）」について

当該文書は、「知事への手紙」として一般県民から提出されたもので、提出した者の住所、氏名、年齢、職業、印影等が記録されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当すると認められる。

(2)「意見書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、「知事への手紙」として父母教師会から提出されたもので、父母教師会代表者名、学校名、印影等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり、条例第8条第1項第2号に該当すると認められる。

また、特定の教育職員の氏名とその行動について記載されている。これらの情報は、同号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、上記と同様に同号に該当すると認められる。

(3)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、町教育委員会から実施機関に提出されたもので、特定の教育職員氏名、その勤務状況等について記載されている。町教育委員会から実施機関に対し特定の職員について要望書が提出されたという事実は、当該職員個人に関する情報であり、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号に該当すると認められる。

(4)「電話対応復命書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、一般県民からの電話による意見等をまとめたもので、特定の教育職員及び電話発信者の氏名、当該教育職員と電話発信者との関係、当該教育職員の行動等が記載されている。これらは、個人に関する情報であり、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号に該当すると認められる。

(5)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書は、 町教育委員会から実施機関に提出されたもので、特定の教育職員の勤務状況等について記載されている。これらの情報は、条例第8条第1項第2号口の公務員の職務の遂行に係る情報ではなく、同号に該当すると認められる。

これに対し、当該非開示部分のうち、別紙1の1を開示したとしても、当該教育職員が識別され、若しくは識別され得る情報又は当該教育職員個人の権利利益を侵害するおそれのある情報は含まれていないことから、別紙1の1については、同号該当性はなく、開示すべきものと認められる。

4 条例第8条第1項第7号の該当性について

(1)「教職員の人事異動について疑問(平成 年 月 日付け)」について

当該文書には、提出者の実施機関に対する意見及び要望が記載されている。これらを公開した場合、意見等が公開されることを懸念した情報提供者から、正確かつ詳細な情報が得られなくなり、今後の人事管理及び教育行政の運営若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見及び要望は、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

(2)「意見書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書には、提出者の実施機関又は特定の教育職員に対する意見及び要望が記載されている。これらを公開した場合、意見等が公開されることを懸念した情報提供者から、正確かつ詳細な情報が得られなくなり、今後の人事管理及び教育行政の運営若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見及び要望は、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

(3)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書には、特定の教育職員の人事に関する情報、 町教育委員会

の人事に関する方針等人事管理上の情報が記載されている。これらの情報は、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められ、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

これに対し、当該非開示部分のうち、別紙1の2を開示したとしても、特段、同号所定の事務支障を生じるとは認められないことから、別紙1の2については、同号該当性はなく、開示すべきものと認められる。

(4)「電話対応復命書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書には、電話発信者の特定の教育職員に対する意見及び要望が記録されている。これらを公開した場合、意見等が公開されることを懸念した情報提供者から、正確かつ詳細な情報が得られなくなり、今後の人事管理及び教育行政の運営若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、これらの意見や要望は、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

(5)「要望書(平成 年 月 日付け)」について

当該文書には、特定の教育職員についての 町教育委員会と実施機関との人事に関する具体的なやりとり、方針等人事管理上の情報が記載されている。これらの情報は、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められ、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

これに対し、当該非開示部分のうち別紙1の1を開示したとしても、特段、同号所定の事務支障を生じるとは認められないことから、別紙1の1については、同号該当性はなく、開示すべきものと認められる。

5 付言

当審査会が本件行政文書のインカメラ審理を行ったところ、実施機関は本

件処分の開示実施にあたり、(5)「要望書(平成 年 月 日付け)」に添付されていた資料を欠落させていたことが判明した。実施機関は、適切な開示実施を怠ったものであり、欠落していた添付資料についても本件行政文書として、本件処分どおりに開示の実施を行うべきであった。今後は、実施機関において適切な開示を実施するよう要望する。

第6 結論

以上のとおり、本件処分において非開示とされた別紙1に記載した部分については、条例第8条第1項第2号及び第7号に該当せず、開示すべきである。

第7 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

- 1 .(5) 「要望書 (平成 年 月 日付け)」中
26 行目 29 文字目から 27 行目 37 文字目まで
別添資料 1 枚
- 2 .(3) 「要望書 (平成 年 月 日付け)」中
26 行目 32 文字目から 27 行目 10 文字目まで

(注 1)

行目とは、文字が記載されている行を一番上から 1 行目として、順次数え上げたものである。

(注 2)

文字目とは、1 行中に記録された文字を左詰めにした場合、一番左の文字から 1 文字目として、順次かぞえ上げたものである。文頭の空白は 1 文字とはみなしていない。

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17 . 10 . 14	実施機関から諮問を受けた。（諮問第169号）
18 . 11 . 6 (第239回審査会)	事案の審議を行った。
18 . 11 . 29 (第240回審査会)	実施機関から非開示理由等を聴取した。
18 . 12 . 21 (第241回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 1 . 17 (第242回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 2 . 14 (第243回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 3 . 9 (第244回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 4 . 20 (第245回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 5 . 18 (第246回審査会)	事案の審議を行った。
19 . 6 . 4 (第247回審査会)	事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
石 井 彦 壽	学識経験者	
大 葉 由 佳	情報公開制度を理解する者	
木 下 淑 恵	学識経験者	会長職務代理者
武 田 貴 志	法律家	会長
馬 場 亨	法律家	

（平成19年6月22日現在）